

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

税制改正法案 国会に提出

Q: 今後の税制改正について教えてください。

A: 政府は、所得税のいわゆる2階建て減税と消費税率アップを柱とする税制改正法案を10月14日閣議決定され臨時国会に提出しました。

まず、所得税の特別減税は、今年同様、平成7年でも実施されますが、所得税額の15%、5万円が限度となっています。

次に、所得税の見直しとしては、①税率の適用区分範囲の拡大、②基礎的な人的控除の引き上げ、③給与所得控除の引き上げが中心となります。

①については、20%適用課税所得を600万円以下から900万円以下、30%適用を1,000万円以下から1,800万円以下、40%を2,000万円以下から3,000万円以下と引き上げられています。

②の人的控除の引き上げは、一律3万円のアップとしています。

③については、給与収入600万円以下の控除率の適用対象を見直しています。

消費税関係では、平成9年4月1日以後、税率が5%（地方消費税1%を含む）にアップするとともに、中小事業者の特例措置が見直されています。

課税売上高5,000万円未満の事業者に適用されていた限界控除が9年4月1日以降開始する事業年度から廃止され、また、簡易課税制度が適用される課税売上高基準が現行の4億円以下から2億円以下に引き下げられています。

